



大館市まちなか店舗等

令和8年度

バリアフリー改修促進事業

お客様や利用者のためにバリアフリー改修してみませんか？

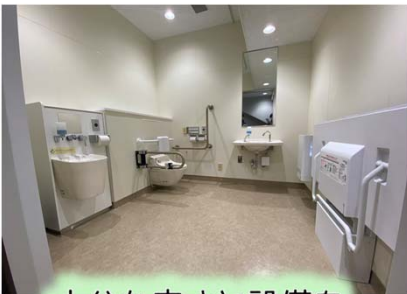


段差の解消や、
通過しやすい戸の設置

バリアフリー
改修の例



出入口前の手すり付きスロープ



十分な広さと設備を
確保したトイレ



身障者・高齢者用の駐車場を整備



車いすでも使える客席の整備

このほか、
廊下・階段・表示板などについて
バリアフリー改修を行うと・・・

合計額10万円以上(税抜き)の【設計費+工事費】について

費用の50%(上限50万円※)を補助します!

※ゆとりあるトイレ整備などは、**上限100万円!**

対象施設

不特定多数のかた、高齢者・障害者等が主に利用する施設で、以下が対象になります(主なものの抜粋)。

- ・病院、診療所
- ・高齢者、障害者の福祉施設
- ・物品販売業を営む店舗
- ・ホテル、旅館
- ・公衆浴場
- ・飲食店
- ・サービス業を営む店舗(理美容店、クリーニング店、銀行、etc...)

★令和5年7月1日以降に建てられた建物は、補助の対象となりません

対象者

- ★施設を運営されている方または所有されている方。
- ★法人・個人を問いません。
- ★市内に居住していない・本社が市外にあるなどの場合も補助対象です。

期間

受付：令和8年4月1日(水)から
申請の受付は、予算の状況により途中で締め切る場合があります。

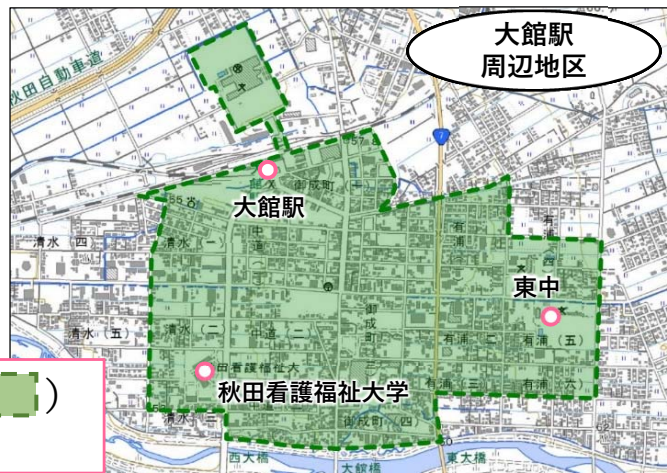
★令和9年3月23日(火)までに完了すること(実績報告書の提出)が必要です!


★改修は、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省監修)」に基づいてください。
★従業員のみ利用する部分(事務室や作業室など)は補助対象外です。

★補助対象エリアは中心市街地に限定されております。
補助対象エリアやそのほかの詳細については裏面をチェック!



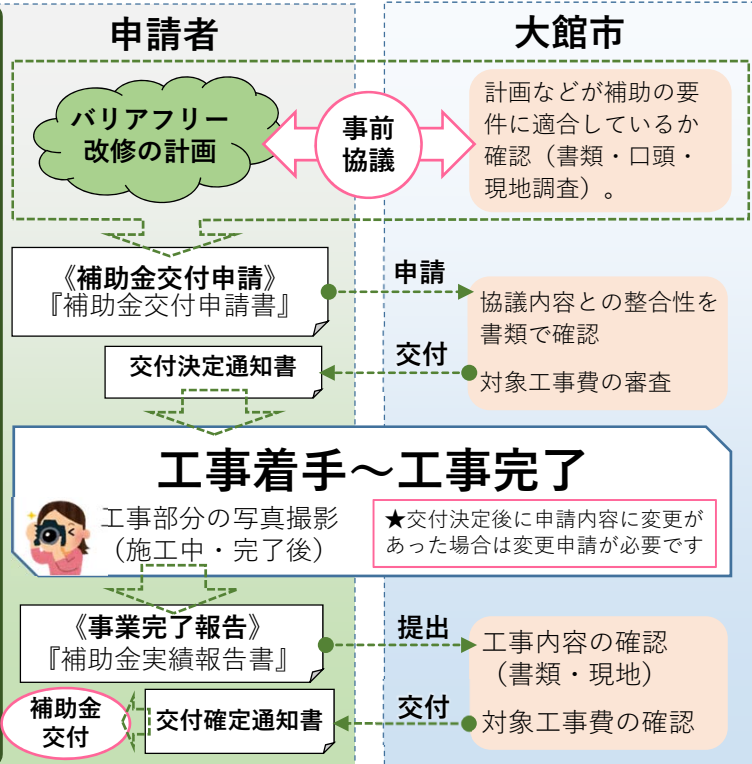
対象エリア



市で定めた移動等円滑化促進地区（)
が対象エリアです。詳しくは、ご相談ください。



補助事業のフロー



協議・申請・完了に必要なもの（基本）

●事前協議に必要なもの

- ・施設の位置図や地図
- ・施設の建築時期がわかる書類（登記事項証明書など）
- ・申請者の事業状況が確認できる書類の写し
- ・改修前後の計画がわかる図面など

●申請時に必要なもの

- ・申請書 ・着工前の写真
- ・事前協議の際に提示した書類
- ・工事請負契約書の写し
- ・未納のない証明書（市発行）
- ・工事の見積書

●完了時に必要なもの

- ・補助金実績報告書
- ・申請者から市への請求書
- ・施工中、完了後の写真
- ・領収書の写し

注意事項

- ・市と事前協議が必要です。また、工事に着手してからの申請はできません。
- ・建物が新築の場合は、補助の対象とはなりません。
- ・備品の設置によるバリアフリー対応は、補助の対象とはなりません。

設計費も補助対象とする場合や、申請者が施設を所有していない場合などの状況により、他の書類が必要となる場合があります。

お問合せ

大館市 建設部 建築住宅課 建築指導係

大館市比内町扇田字新大堤下93番地6（比内総合支所1階）

☎：0186-43-7083（直通） fax：0186-55-1018

改修内容について現地で協議できますので、お気軽にご相談ください！

詳しくはこちら

